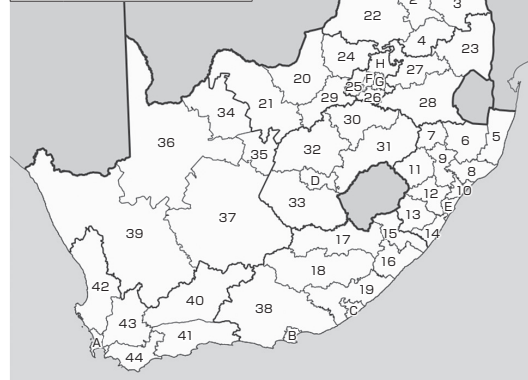


● 南ア共和国の水サービス責任当局

| 都市圏自治体(8) | | 地区自治体(44) | |
|-------------------------|--------------|--|----------|
| 記号 | 名称 | 番号 | サービス責任当局 |
| A | ケープタウン市 | 1~21 | 地区自治体自身 |
| B | ネルソン・マンデラ・ベイ | 22~44 | 各地方自治体 |
| C | バッファロー市 | ◆22~44番の地区自治体については、その管下にある各地方自治体が責任当局。ただし、2、7、8、12番においても一部地域で地方自治体が責任当局となっている。 | |
| D | マンガング | | |
| E | エテクウィニ | | |
| F | ヨハネスブルグ市 | | |
| G | エクルレニ | | |
| H | ツワネ市 | | |
| ◆サービス責任当局はA~Hとも都市圏自治体自身 | | | |



● 南ア共和国の給水状況(2014年)

| | 屋内・敷地内に蛇口 | 共用栓 200m以内 | 共用栓 200m以上 | 井戸・川等を利用 | 合計 |
|-----|-----------|------------|------------|----------|-------|
| 世帯数 | 1170万 | 170万 | 90万 | 130万 | 1560万 |
| 割合 | 75% | 11% | 6% | 8% | 100% |

自治体(Local municipality)及び都市圏自治体(Metropolitan municipality)がある。都市圏自治体はヨハネスブルグなど人口の多い都市部特有の行政単位でありながら、地区自治体と同等の行政権限を有している。全9州の区分と漏水等に関する各州のデータをそれぞれ図と表に示す。



テーブルマウンテンから望むケープタウン市内

出典 1. Department of Water & Sanitation. National Water Services Knowledge System. www.dwa.gov.za
 2. Department of Water & Sanitation. Strategic Framework for Water Services of 2003. www.dwa.gov.za
 3. Department of Water & Sanitation. Strategic Overview of the Water Sector in South Africa 2015. www.dwa.gov.za
 4. South African Government. Water Services Act. www.gov.za

水道の普及遅れる 農村部、旧黒人居住区



政府所有の用水供給事業者である水公社(Water Board)が現在も広範囲で活動しており、中には自治体との契約に基づき末端給水まで行っているところもある。都市圏自治体の中にも用水供給事業を行うところがあり、法令上は用水供給事業者もサービス提供者に当たる。2014年時点で、全278の自治体のうち152がサービス責任当局である。両者の数が異なるのは、複数の地方自治体を一つの地区自治体が責任当局として管理している場合があるからで、これとは逆に、地区自

治体の中の地方自治体それぞれが責任当局になっている地域もある。無論、全てのサービス提供者は責任当局との契約に基づいてのみ事業を行うことができ。図に各地域の責任当局を自治体の種類別に示す。

□3 上水道事業

サービス法の主な目的は、自治体を軸とした基本的な上下水道サービスの国民への提供にある。基本的な上水道サービスについては、「25リットル/日/人」または「6キロリットル/月/世帯」の水を次の

4条件に従って供給することと定義されている。すなわち、①流量10リットル/分以上②居住地から200メートル以内で共用栓③一度の断水時間48時間以内かつ総断水時間15日間未満/年④飲料水基準SANS241に適合(SANSは南アフリカ国家基準)である。水・衛生省が15年に発行した資料によると、②については「居住地の敷地内に共用栓」に変更するとの閣議決定がなされたが、まだ公布には至っていない。また将来的には、50〜60リットル/日/人の水を居住地の屋内または敷地内まで個別の給水接続によって供給したい旨が述べられている。

他方、現実にはまだ多くの事業者がこれらの条件通りには給水できておらず、その状況は44ある地区自治体のうち半数以上の地区自治体で特に顕著とされる。それゆえ地域によっては、居住地から500メートル以内で共用栓、断水は最長でも連続3日間以内などの暫定指標が設けられている。水道の発達が遅れている地区自治体の多くは農村部にあり、94年のネルソン・マンデ

ラ大統領就任と同時に撤廃された人種隔離政策アパルトヘイトによって黒人居住区に定められていた場所である。表に、14年における同国の給水状況を示す。1560万世帯のうち、75%の家庭の屋内(48%)または敷地内(27%)に給水用の蛇口が設置されているが、この統計は給水の信頼性(前述の条件③)を必ずしも考慮したものではないことに注意されたい。

● 南ア共和国における州の区分(全9州)



● 漏水等に関する9州のデータ

| 州 | 面積(km²) | 人口(人) | 管路延長(km) | 漏水率(%) |
|------------|-----------|------------|----------|--------|
| 東ケープ | 168,966 | 6,688,772 | 12,995 | 38 |
| フリーステイト | 129,825 | 2,761,702 | 9,972 | 36 |
| ハウテン | 18,178 | 13,271,235 | 43,765 | 29 |
| クワズール・ナタール | 94,361 | 10,679,925 | 26,510 | 51 |
| リンボボ | 125,755 | 5,651,429 | 10,804 | 42 |
| ムブマンガ | 76,495 | 4,235,511 | 7,274 | 45 |
| 北西 | 104,882 | 3,703,842 | 5,149 | 38 |
| 北ケープ | 372,889 | 1,183,536 | 2,586 | 35 |
| 西ケープ | 129,462 | 6,249,733 | 26,467 | 25 |
| 合計 | 1,220,813 | 54,425,685 | 145,521 | |

自治体(Local municipality)及び都市圏自治体(Metropolitan municipality)がある。都市圏自治体はヨハネスブルグなど人口の多い都市部特有の行政単位でありながら、地区自治体と同等の行政権限を有している。全9州の区分と漏水等に関する各州のデータをそれぞれ図と表に示す。

□2 水道行政

源管理を含む上下水道行政は、水・衛生省(Department of Water & Sanitation)と呼んでいる。多くの自治体はサービス提供者も兼ねるが、中には提供に関する業務の全部または一部を他の自治体や民間企業などに委託しているところもある。単一の浄水場だけを受託運転する企業などもサービス提供者になるため、ある区域に提供者が複数いることもある。一方で、区域によってサービス責任当局が重複することはない。1997年に水サービス法が施行されるまで、上下水道事業を国が直接受け持つ地域も多かった。その名残からか、中央

南アフリカ共和国の上下水道事業について上水道を中心に紹介する。同国の面積は122万平方キロと日本の3.2倍、人口は5400万人である。行政区分については、最上位に州(Province)があり、その下に地区自治体(District municipality)が、一番下に地方自治体(Local municipality)及び都市圏自治体(Metropolitan municipality)がある。都市圏自治体はヨハネスブルグなど人口の多い都市部特有の行政単位でありながら、地区自治体と同等の行政権限を有している。全9州の区分と漏水等に関する各州のデータをそれぞれ図と表に示す。

自治体(Local municipality)及び都市圏自治体(Metropolitan municipality)がある。都市圏自治体はヨハネスブルグなど人口の多い都市部特有の行政単位でありながら、地区自治体と同等の行政権限を有している。全9州の区分と漏水等に関する各州のデータをそれぞれ図と表に示す。

Sanitation)が所管している。主要な法令は2つあり、上下水道全般を扱う水サービス法(Water Services Act)と、水源管理に関する国家水法(National Water Act)である。水サービス法は上下水道サービスの責任を上記3種の自治体に負わせており、法令上これら自治体は水サービス責任当局(Water Services Authority)と定義されている。同法ではサービスの責任当局とその物理的な提供者を区別しており、後者を水サービス提供者(Water Services Provider)と呼んでいる。多くの自治体はサービス提供者も兼ねるが、中には提供に関する業務の全部または一部を他の自治体や民間企業などに委託しているところもある。単一の浄水場だけを受託運転する企業などもサービス提供者になるため、ある区域に提供者が複数いることもある。一方で、区域によってサービス責任当局が重複することはない。1997年に水サービス法が施行されるまで、上下水道事業を国が直接受け持つ地域も多かった。その名残からか、中央